納税猶予の特例適用の農地等該当証明書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 証　明　願令和　　　年　　　月　　　　日　亀　岡　市　長　　　桂　川　孝　裕　様住所氏名相続税（贈与税）の納税猶予の適用に関して必要があるため、下記に記載した農地又は採草放牧地について、次の①（又は②）のとおりであることを証明願います。①　下記に記載した農地又は採草放牧地が、都市計画法第７条第１項に規定する市街化区域内に所在する同法第８条第１項第１４号に掲げる生産緑地地区内、同法第７条第１項に規定する市街化調整区域内又は都市計画区域外に所在する農地又は採草放牧地であること（納税猶予の対象となる農地であること。）。②　下記に記載した農地又は採草放牧地が、ａ．平成９年４月１日／ｂ．平成３年１月１日において都市計画法第７条第１項に規定する市街化区域内の農地又は採草放牧地であり、同法第８条第１項第１４号に掲げる生産緑地地区外の土地の区域に所在する農地又は採草放牧地であること（特定転用の対象となる農地等であること。）。（注）証明を受ける区分に応じ、①又は②、ａ若しくはｂのそれぞれいずれか一方を抹消してください（裏面の記載要領１及び２（２）欄をよく読んでください。）。（対象となる農地又は採草放牧地）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 農地又は採草放牧地の所在 | 地目 | 面積（㎡） | 市街化区域内・外の別 | 生産緑地地区内・外の別 | ※　第二種生産緑地地区に関する都市計画の決定又は変更の日及び都市計画の失効の日 |
| １ |  |  |  | 内 ・ 外 | 内 ・ 外 | 決定・変更日 ・ ・失効の日 ・ ・ |
| ２ |  |  |  | 内 ・ 外 | 内 ・ 外 | 決定・変更日 ・ ・失効の日 ・ ・ |
| ３ |  |  |  | 内 ・ 外 | 内 ・ 外 | 決定・変更日 ・ ・失効の日 ・ ・ |
| ４ |  |  |  | 内 ・ 外 | 内 ・ 外 | 決定・変更日 ・ ・失効の日 ・ ・ |
| ５ |  |  |  | 内 ・ 外 | 内 ・ 外 | 決定・変更日 ・ ・失効の日 ・ ・ |
| ６ |  |  |  | 内 ・ 外 | 内 ・ 外 | 決定・変更日 ・ ・失効の日 ・ ・ |
| ７ |  |  |  | 内 ・ 外 | 内 ・ 外 | 決定・変更日 ・ ・失効の日 ・ ・ |
| ８ |  |  |  | 内 ・ 外 | 内 ・ 外 | 決定・変更日 ・ ・失効の日 ・ ・ |
| ９ |  |  |  | 内 ・ 外 | 内 ・ 外 | 決定・変更日 ・ ・失効の日 ・ ・ |
| １０ |  |  |  | 内 ・ 外 | 内 ・ 外 | 決定・変更日 ・ ・失効の日 ・ ・ |

　※欄は、申請者が記載する必要はありません。 |
| 次の①に該当するものであることを証明する。①　上記に記載された農地又は採草放牧地が、都市計画法第７条第１項に規定する市街化区域内に所在する同法第８条第１項第１４号に掲げる生産緑地地区内、同法第７条第１項に規定する市街化調整区域内又は都市計画区域外に所在する農地又は採草放牧地であること。②　上記に記載された農地又は採草放牧地が、ａ．平成９年４月１日／ｂ．平成３年１月１日において都市計画法第７条第１項に規定する市街化区域内の農地又は採草放牧地であり、同法第８条第１項第１４号に掲げる生産緑地地区外の土地の区域に所在する農地又は採草放牧地であること。（注）証明を行う区分に応じ、ａ又はｂのいずれか一方を抹消してください（裏面の記載要領２（２）欄をよく読んでください。）。令和　　　年　　　月　　　　日亀　岡　市　長　　　桂　川　孝　裕　　　 |

記　載　方　法　等

１　使用する場合

　　この様式は、次の場合に使用します。

（１）　 租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第７０条の４（贈与税の納税猶予）第１項又は第７０条の６（相続税の納税猶予）第１項の規定の適用を受けようとする者が、その適用を受けようとする農地又は採草放牧地が措置法第７０条の４第２項第３号に規定する特定市街化区域農地等でない旨の証明を受ける場合

（２）　 措置法第７０条の４第７項若しくは第８項又は措置法第７０条の６第１０項若しくは第１１項の規定による税務署長の承認を受けた場合において、農地等の譲渡等の対価の全部又は一部をもって取得した三大都市圏の特定市に所在する農地又は採草放牧地が措置法第７０条の４第２項第３号に規定する特定市街化区域農地等でない旨の証明を受ける場合

（３）　 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成３年法律第１６号）附則第１９条第６項（特定転用）　の規定の適用を受けようとする者が、その適用を受けようとする農地又は採草放牧地が平成９年４月１日現在において特定市街化区域農地等である旨の証明を受ける場合

（４）　 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成９年法律第２２号）による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（平成３年法律第１６号）附則第１９条第６項（特定転用）の規定の適用を受けようとする者が、その適用を受けようとする農地又は採草放牧地が平成３年１月１日現在において特定市街化区域農地等である旨の証明を受ける場合

２　記載要領

（１）　 相続税の納税猶予の適用に関しこの証明願を申請するものは「（贈与税）」の文字を、また、贈与税の納税猶予の適用に関しこの証明願を申請する者は「相続税」の文字を二重線で抹消してください。

（２）　 上記（１）及び（２）の証明を受ける場合は「②」に記載されている文字を、上記（３）及び（４）の証明を受ける場合には、「①」に記載されている文字を二重線で抹消してください。また、その上で、上記（３）の証明を受ける場合及び行う場合には「ｂ」に記載されている文字を、上記（４）の証明を受ける場合及び行う場合には「ａ」に記載されている文字を二重線で抹消してください。

（３）　 「農地又は採草放牧地の所在」、「地目」、「面積」、「市街化区域内・外の別」及び「生産緑地地区内・外の別」は、証明願を申請する者が記載してください。

（４）　 「市街化区域内・外の別」及び「生産緑地地区内・外の別」欄については、該当する文字を○で囲んでください。

（５）　 「第二種生産緑地地区に関する都市計画の決定又は変更の日及び都市計画の失効の日」については、証明願を申請する者が記載する必要はありません。

３　留意事項

上記１の（１）の証明を受ける場合において、生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地のうちに、生産緑地法の一部を改正する法律（平成３年法律第３９号）附則第４条第１項の規定により生産緑地地区に関する都市計画とみなされる第二種生産緑地地区に関する都市計画により生産緑地となっている農地又は採草放牧地がある場合には、その第二種生産緑地地区に関する都市計画の決定又は変更の日及び都市計画の失効の日を「第二種生産緑地地区に関する都市計画の決定又は変更の日及び都市計画の失効の日」欄に必ず記載してもらうようにしてください。